

地方財政審議会付議（説明）案件

令和5年3月28日（火）

（案件名）

地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の算定に用いる人口に係る 省令の改正について（決裁）

○ 地方揮発油譲与税法（昭和30年法律第113号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第7条の2 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 略

二 第2条第1項若しくは第4項若しくは同条第6項（第3条第2項において準用する場合を含む。）、第3条第1項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 略

○ 自動車重量譲与税法（昭和46年法律第90号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第6条の2 総務大臣は、第2条第1項若しくは第3項、第2条の2第2項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 虫明 徹

（内23511）

総務省令第 号

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第 号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第十七号中「第五項」を「第四項」に改め、「第七十二条の二十八第二項」の下に「又は第七十二条の二十九第二項」を、「含む。」の下に「又は第五項（法第七十二条の二十八第二項又は第七

(地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正)

第二条 地方揮発油譲与税法施行規則(昭和三十一年総理府令第七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第一項の項中「得た率」の下に「(次項において「特例率」という。)」を加え、同表第二項の項中「、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率(以下この項において「特例率」という。)」を「特例率」に、「当該市町村の常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口(以下この項において特定特例人口という。)」を「特例人口」に、「から特定特例人口」を「から特例人口」に改める。

(自動車重量譲与税法施行規則の一部改正)

第三条 自動車重量譲与税法施行規則(昭和四十六年自治省令第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第六項の項中「得た率」の下に「(次項において「特例率」という。)」を加え、同表第七項の項中「、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されてい

る者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を「特例率」に、「当該市町村の常住人口」を「常住人口」に、「平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）」を「特例人口」に、「から特定特例人口」を「から特例人口」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（政令第一条第一号及び第二号に規定する総務省令で定める世帯等）

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号。次項において「政令」という。）第一条第一号に規定する総務省令で定める世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2、4 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 この府令は、公布の日から施行し、昭和三十年分地方道路譲与税から適用する。</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 当分の間、第二条の規定によつて道路の延長及び面積を算定する場合においては、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りょう現況調査に記載されている延長及び路面幅員によることができる。</p> <p>3 昭和五十七年度以前の各年度における第二条及び前項の規定による道路（市町村道に限る。）の延長及び面積の算定について、当該各年度の四月一日現在において道路法第九条の路線の認定の公示が行われており、同法第十八条第一項の道路の区域の決定の公示又は同条第二項の供用開始の公示が未了であつた道路で、昭和五十八年一月三十一日までにこれらの公示が行われたものがある場合においては、当該道路は、当該各年度の道路の延長及び面積の算定に用いる道路とみなす。</p> <p>4 沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十号）第五条第三項の規定は、第三条第五項に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口について準用する。</p>

5 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

第二項	<p>第一項</p> <p>前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口</p>	<p>昼間人口（従業地、通学）</p>	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）</p> <p>特例昼間人口（</p>
-----	---------------------------------------------------------	---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

第二項	<p>第一項</p> <p>前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口</p>	<p>昼間人口（従業地、通学）</p>	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）</p> <p>特例昼間人口（</p>
-----	---------------------------------------------------------	---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

地による人口が	により前年度末までに	国勢調査のうち最近のもの	当該人口をいう。以下この条		常住人口 (当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。)
地による人口が	により	平成二十二年の国勢調査	従業地、通学地による人口に特例率	を乗じて得た人口をいう。以下この項	特例人口

地による人口が	により前年度末までに	国勢調査のうち最近のもの	当該人口をいう。以下この条		当該市町村の常住人口（ 当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）
地による人口が	により	平成二十二年の国勢調査	従業地、通学地による人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を乗じて得た人口をいう。以下この項	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）	

同項の人口	昼間人口から常住人口
特例人口	口 特例昼間人口から特例人
同項の人口	昼間人口から常住人口
特例人口	例人口 特例昼間人口から特定特

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>附則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2～4 略</p> <p>5 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び</p>	<p>附則 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 当分の間、第二条の規定によつて道路の延長及び面積を算定する場合においては、道路台帳が調製されていない道路にあつては、道路橋りょう現況調査に記載されている延長及び路面幅員によることができる。 3 昭和五十七年度以前の各年度における第二条及び前項の規定による道路の延長及び面積の算定について、当該各年度の四月一日現在において道路法第九条の路線の認定の公示が行われており、同法第十八条第一項の道路の区域の公示又は同条第二項の供用開始の公示が未了であつた道路で、昭和五十八年一月三十一日までにこれらの公示が行われたものがある場合においては、当該道路は、当該各年度の道路の延長及び面積の算定に用いる道路とみなす。 4 沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第六十号）第五条第三項の規定は、第三条第六項に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口について準用する。 5 福島県双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び</p>

葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。

第七項		第六項
により前年度末までに	昼間人口（従業地、通学地による人口が	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口
により	特例昼間人口（「特例人口」という。）	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）

葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。

第七項		第六項
により前年度末までに	昼間人口（従業地、通学地による人口が	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口
により	特例昼間人口（「特例人口」という。）	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）

<p>国勢調査のうち最近のもの</p>	<p>平成二十二年の国勢調査</p>
<p>当該人口をいう。以下この項及び次項</p>	<p>従業地、通学地による人口に特例率</p>
<p>常住人口 （当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p>	<p>常住人口 （特例人口</p>
<p>昼間人口から常住人口</p>	<p>特例昼間人口から特例人口</p>

<p>国勢調査のうち最近のもの</p>	<p>平成二十二年の国勢調査</p>
<p>当該人口をいう。以下この項及び次項</p>	<p>従業地、通学地による人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（以下この項において「特例率」という。）を乗じて得た人口をいう。以下この項</p>
<p>当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）</p>	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）</p>
<p>昼間人口から常住人口</p>	<p>特例昼間人口から特定特例人口</p>

<p>6 略</p>	同項の人口	特例人口
<p>6 令和元年度及び令和二年度における法第二条の二第一項の自家用の乗用車の台数の算定は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の法第四十五条第一項又は第三項の規定により自動車税を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第六十二条の規定により自動車税を免除したものを除く。）の台数により行うものとする。</p>	同項の人口	特例人口